

令和5年9月10日

963-8371 福島県郡山市本町1丁目5番10号
クリーンエナジー合同会社
代表 金山 弘 様

日本野鳥の会会津支部
支部長 児山章二
969-0806 福島県会津若松市宝町2-7

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤孝一 (公印省略)
141-0031 東京都品川区西五反田3-9-23 丸和ビル

(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見書

貴社が作成された(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響評価準備書に対し、環境保全の立場から下記のとおり意見を提出いたします。

(1) 対象事業実施区域における鳥類の生息状況について

(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響評価準備書(以下、準備書という)について、貴社が設定する対象事業実施区域(以下、計画地という)は環境省レッドリストの絶滅危惧IB類かつ国内希少野生動植物種に指定され、福島県のレッドリストにも絶滅危惧IB類として掲載されているクマタカの生息地と複数重なることが予想されることから、風力発電施設(以下、風車という)の建設により衝突死(以下、バードストライクという)および生息地放棄が発生する可能性が高いと考える。また、計画地にはサシバやハチクマなどの希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対しては障壁影響等が発生することが懸念される。そのため、方法書に対する意見書で、クマタカの生息状況の確認と猛禽類の渡りに関する調査について、精度の高い調査を要望した。また、希少猛禽類調査は調査内容を具体的に示すべきと指摘した。さらに、調査地点は9か所とあり、最低でも3日間ずつ9地点で同時に行うべきであると要望したが、準備書では同時観察はほとんど実施されていない。

渡り鳥と希少猛禽類観察の定点からの可視領域が計画地全域をカバーするよう観察地点の配置及び数の見直しを要望したが、可視領域が計画地全域をカバーしておらず(図10.1.4-9)、調査の信頼性が損なわれている。

一般鳥類の現地調査について、生物多様性の観点から計画地とその周辺に生息する鳥類全体の生息環境や生物多様性も評価すべきであることから、一般鳥類の観察も重要と考える。ラインセンサス法とポイントセンサス法で1年間のうち、春、繁殖期、夏、秋、冬の5回実施としているが、特に5月は繁殖と渡りの時期でもあるので、この月は週に2回程度の調査が必要であるにもかかわらず、準備書では3日間の実施であり、調査不十分である。そのような中でも、貴社の調査で鳥類17目43科119種を確認していることから(表10.1.4-11(3))、計画地が多様性に富んだ地域で

あることが分かる。

渡り鳥の調査について、方法書にある定点観察では、「日の出前後及び日没前後を中心とした時間に飛翔する渡り鳥を識別し、種、飛行ルート及び飛翔高度を記録する。」とあり、さらに調査期間は1年間、春の渡り3回、秋の渡り3回実施すると記載されているが、調査頻度について詳細な記載がない。渡り鳥の種類、個体数、時期は年による変動があり、計画地におけるピーク状況を把握することが難しいので、1週間連続観察を月に2回、あるいは3日間連続観察を月に4回の調査を2年間実施することを求めた。小鳥類の渡りは夜間でも行われるので、目視や鳴き声を中心とした調査では不十分であり、レーダー調査を活用し、夜間の小鳥類の渡りの状況を把握することも要望した。しかし、準備書では、1年間の目視中心の調査のみで、レーダー調査は実施されていない。夜間の渡り鳥の数は昼間より圧倒的に多いという報告があるため、準備書のデータの信頼性に疑問が生じる。従って、更なる調査を要望する。

(2) 準備書における影響評価の結果について

計画地となる背炙山地区には、南北の尾根沿いに大規模風力発電事業として、既設の「会津若松ウインドファーム」(エコパワー社)、計画中の貴社の「(仮称)クリーンエネルギー会津若松風力発電事業」(クリーンエネルギー合同会社)と計画中の「(仮称)会津若松みなと風力発電事業」((株)イメージワン社)と計画中の「(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業」(コスモエコパワー(株)社)があり、南隣に既設の「郡山布引高原風力発電所」((株)グリーンパワー郡山布引)もあり、これらすべてが、猪苗代湖西岸から南岸の山の尾根上に並び建つという状況が生まれようとしている。一方で布引高原を除いて、計画地はクマタカなどの希少猛禽類の貴重な生息地となっており、高密度で繁殖している。国内で風車建設によりクマタカやハイタカなど希少猛禽類のバードストライクや生息地放棄が起きていることが知られていることから、本事業が実施されるとクマタカなどの希少猛禽類にバードストライクや生息地放棄などの影響が、さらに累積的影響として本事業のみならず近傍の既設風車でも生じることが予測される。

準備書では、クマタカへの影響は少ないとの評価である。ブレード等への接触の可能性は低く、迂回可能な空間が確保されているので、移動経路の遮断阻害の可能性は低いとしている。433個体を調査で確認し、計画地で24個体を確認、飛翔高度Mについては22個体確認している。調査体制が整えば観察個体数の増加が見込まれ、リスク評価の信頼性向上に結び付き、クマタカへの影響を見直すことが出来ると考える。飛翔図は未公開であり、詳細は分からないが、少なくともメッシュ図での公開は必要であろう。山形県の風力発電施設で2023年6月にクマタカのバードストライク事案が発生したことからも、今後は慎重な対応が必要で、生態を考慮した更なる調査を求める。

計画地にサンバやハチクマなどの希少猛禽類等の渡りルートもあるので、事業の実施が障壁影響を生み出し、これらの渡り鳥が風車を大きく迂回したり、迂回した先の既設風車群によりバードストライクが発生すると考えられる。貴社における環境影響評価ではこれら複数の事業が一体のものとなって生じる累積的影響を適切に評価し、地域全体の環境影響、特に希少猛禽類に対する影響が最小になるよう、影響の回避低減策を講じるべきである。計画地およびその周辺においては、いわゆる発電所アセスのガイドラインにあるような一般的な環境影響評価だけでなく、計画地の環境について知見を持つ利害関係者や専門家とも十分に協議したうえで、実施する調査の内容を決定されることを求める。貴社においても、風車の建設にあたっては、鳥類の生息状況を十分に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう適切な対応をとることを強く求める。準備書からは精度の高い調査とは言えず、適切な対応が難しいと考えられ、更なる調査や事業の見直しを求

める。

(3) 鳥類以外への影響について、

①生態系の保全について

計画地の面積の大部分は、保安林で且つ会津山地緑の回廊に含まれており、奥羽山脈から三国山脈等に繋がる緑の回廊のネットワークの拠点となっている。緑の回廊は生物多様性の保全を目的として設定されているので、風車等の設置に伴い緑の回廊の環境を改変することは避けるべきである。計画地には絶滅危惧IB類に指定されているクマタカの複数つがいが、高密度で生息している可能性が高い。生態系の頂点に立つクマタカ等の希少性猛禽類は、餌動物となる多くの野生生物を育む豊かな自然環境に支えられているので、森林伐採や土地の改変が行われれば、餌となるノウサギ等の激減により、クマタカの生息地が奪われることとなる。計画地には優れた自然が多く残されており、環境省、林野庁が推進する生物多様性保全の観点から極めて損失が大きいと考えられる。本事業計画地及び既設風車事業地は、緑の回廊を分断する配置となっているので、緑の回廊設置意義が損なわれることになる。本事業については、生物多様性保全の観点から、中止も含めて事業規模を大幅に見直すことを要望する。

②累積的影響について

計画地の近傍には、前述のように他社の既設風車と大規模な増設計画、また、もう一つの他社による建設計画があるが、それらが計画通りすべて建設されると多数の風車が背炙山の尾根上に南北に並ぶことになる。それにより、生物多様性の保全を目的として設置された緑の回廊が環境改変により分断され、回廊の設置当初の趣旨が大きく損なわれる恐れが大きい。方法書に対する意見書では、計画地のみで行う環境影響評価だけでは評価できない累積的影響について、既設の風車および計画の存在も含めて一体的に影響評価を行う累積的環境影響評価の適切な実施を強く求めた。準備書では、他社の協力が得られなかったため、評価は実施しなかったと記述している。協力を得られなかった理由も明らかにされていない。累積的影響評価の手法など難しい問題があるとしても、緑の回廊と保安林の尾根上に並ぶ大規模な風力発電施設群の環境影響は、鳥類に対しても小さくはないと考えられることから、累積的影響評価を実施すべきである。

③事後調査について

準備書 10.3-1には事後調査を実施すると記載があるが、準備書ではクマタカの繁殖が十分評価されているか不明であるため、クマタカの繁殖状況について事後調査と事前調査結果との比較を行い、必要に応じて稼働制限等の措置を講ずるべきである。死骸探索調査について、希少種の衝突事例を確認した場合は、衝突死したと考えられる風車及び周辺の風車の稼働を停止し、生じた原因を解明し、保全措置を講じるべきである。

累積的影響評価について、計画地周辺には貴社のみならず、数社の設置計画や増設計画がある。自社の計画地における環境影響評価を実施するだけでなく、他社とも互いに情報を共有し累積的影響を評価するという視点でクマタカ等の繁殖する希少種、及び一般種や渡り鳥等を含めて風車の建設が会津一帯の鳥類に与える影響を評価すべきである。

④景観について

方法書意見で景観への影響を最小限にとどめるために建設位置や規模の再検討を求めた。また、

フォトモンタージュ等を用い、準備書作成前に市民の意見を聴取し、評価することを求めた。準備書には観光地のビューポイントからの眺望に、市内からの眺望が加えられているが建物等により不明なものが多く、市民の意見も掲載されていない。市民が理解するか疑問である。分かり易いモンタージュの作成を求める。

⑤一般利用者への配慮について

計画地が日本森林浴の森 100 選にも選ばれている会津東山自然休養林の近くにある。計画地はハイキング、自然観察などで多くの市民に利用、親しまれている。その工事中および完成後も市民の継続的な利用を促進できるように配慮すべきである。

以上